

令和5年8月22日

お客様各位

## 当座勘定規定の改定について

いつも西尾信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫は、「ことら送金」の取扱開始に伴い、当座勘定規定を改定しますので、お知らせいたします。

なお、改定日以前に当座勘定をご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定が適用されますのでご了承願います。

### 1.改定日

令和5年8月23日（水）

### 2.改定内容

別紙、新旧対照表のとおりです。

以上

## 当座勘定規定 新旧対照表

(下線部分改定)

新	旧
<p>第 10 条(支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>(2) 呈示された手形、小切手は呈示日の 15 時まで</u>に当座勘定に受入れ、 <u>または振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により 15 時を越えて振込まれた資金も支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害について当金庫は責任を負いません。</u></p> <p><u>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u></p>	<p>第 10 条(支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>